

沼情審第19号

平成14年9月5日

沼津市長 斎藤 衛 様

沼津市情報公開審査会

会長 三橋 良士明

沼津市情報公開条例13条の規定に基づく平成13年12月5日付け沼企秘第33号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

「平成13年度8月、9月分の市長交際費の交際費経理簿及び支出調書」の部分開示決定に対する異議申立てについて〔諮問第1号〕

1 審査会の結論

本件の異議申立てにかかる不開示情報のうち、「祝金支出の相手方」に関する情報は開示することが妥当である。

「香料支出の相手方」に関する情報を不開示としたことは妥当である。

2 異議申立ておよび審査の経緯

(1) 本件の異議申立人 さん（以下「申立人」という。）は、平成13年10月22日、沼津市情報公開条例（以下「条例」という。）4条の規定により、実施機関である沼津市長（以下「実施機関」ともいう。）に対して、「平成13年度8月、9月分 市長交際費の支出内容、金額、相手方、支払先がわかるもの」の開示を請求した。実施機関は、開示請求の対象となる公文書に該当するものは「平成13年度8月、9月分の市長交際費の交際費経理簿及び支出調書」（以下「本件公文書」という。）であるとし、本件公文書のうち、「香料支出の相手方」および「祝金支出の相手方」の部分（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を平成13年11月2日付けで行なった。

これに対して申立人は、同年11月27日、本件処分のうち、「香料支出の相手方、祝金支出の相手方」を不開示とした部分の取消しを求めて、異議申立てを行ない、本件は、同年12月5日付けで沼津市長より条例13条に基づき当審査会に諮問されることとなった〔当審査会諮問第1号〕。

(2) 当審査会の審査においては、実施機関側が平成14年1月15日に理由説明書を提出し、これに対して申立人は同年2月18日に意見書を提出した。その後、平成14年5月15日、当審査会は、実施機関に対する意見聴取および申立人による口頭意見陳述を行なった。

3 異議申立人の主張要旨

申立人は、第1に、「市長が公費をもって支出する交際費の相手方は、個人といえども公的な性格を持ち、個人識別による個人の権利利益を侵害するには当らない」ことから、本件不開示情報が条例5条1号にいう不開示情報に該当しないことを主張する（不服申立書および意見書）。第2に、市長交際費は市民の税金から出費される公費であり、その使い道を明らかにすることの必要性は、条例5条1号ただし書きイにいう「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」に該当すると主張する（口頭意見陳述）。第3に、「交際費出費が正当かどうかは、一言で言えば『公益性』があるかどうかであり、そのことは当然市民が知る権利があり」、「公益（市民の知る権利、市の説明責任、及び知ることによる公正な市政の実現）を優先して」、条例7条による「公益上の理由による裁量的開示」を行なうべきであると主張する（意見書）。

4 実施機関の主張要旨

実施機関は、本件不開示情報の性質および不開示の根拠につき、「『香料支出の相手方』は特定の個人の氏名であり、『祝金支出の相手方』は特定の個人を識別しうる個人の肩書及び行事であることから、双方とも個人に関する情報」であり、「特定の個人が識別され、個人の権利利益を侵害するおそれがある」情報として、条例5条1号にいう不開示情報に該当すると主張する（理由説明書）。また、「本件における市長の交際は、公費支出を伴い、かつ、それが市長の職務としてされるものであっても、私人である相手方にとっては私的な出来事といわなければならない、公的な性格を持つものではないことから、公費を支出したことのみをもって開示するか否かの判断をするべきではない。しかも、市長の交際の相手方となった私人としては、香料であると祝金であるとを問わず、その具体的な金額までは一般に他人に知られたいと望むものであり、公表されることにより、当該個人の権利利益が侵害されることになる」と主張する（理由説明書）。

5 審査会の判断

当審査会は、申立人と実施機関との間における本件の争点に関し、以下のとおり判断する。

(1) 「香料支出の相手方」に関する情報の条例5条1号該当性について

条例5条1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。」と規定する。

本件において異議申立ての対象とされた「香料支出の相手方」の部分とは、当審査会の調査によれば、香料支出にかかる葬儀の物故者および喪主の氏名である。条例5条1号にいう個人は死者をも含むと解することができるので、当審査会は、物故者および喪主のいずれの氏名も、条例5条1号にいう「個人に関する情報」であって、「特定の個人を識別することができるもの」に該当すると判断する。

ところで条例5条1号ただし書きアの規定によれば、個人識別情報であっても、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であれば、例外として開示すべきことになる。市長交際費の支出の相手方に関する情報につき、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは、交際の相手方および内容が不特定の者に知られ得る状態でされる交際に関する情報を意味する。香料にかかる市長の交際は、その相手方にとって私的な出来事であり、香料は、葬儀の際に一般参列者にそれが贈られた事実やその具体的金額が披露されるようなものではない。したがって、「香料支出の相手方」に関する情報は、条例5条1号ただし書きアにいう開示情報に該当しないものと判断する。

また条例5条1号ただし書きイの規定によれば、個人識別情報であっても、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」であれば、例外として開示すべきことになる。この規定は、個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活または財産を保護する必要性が上回ると認められる場合に、当該情報を開示すべきことを意味する。当審査会は、「香料支出の相手方」に関する情報につき、当該保護されるべき個人の権利利益を上回るほどの開示の必要性は認められないと判断する。

以上のことから、当審査会は、香料支出にかかる葬儀の物故者および喪主の氏名は条例5条1号にいう不開示情報に該当するものと判断する。

(2) 「祝金支出の相手方」に関する情報の条例5条1号該当性について

本件処分において不開示とされた「祝金支出の相手方」の部分とは、実施機関の説明によれば、「特定の個人を識別しうる個人の肩書及び行事である」。当審査会の調査によれば、それは、交際費経理簿およびに支出調書に記された「お祝い」の行事名ならびに支出調書に記された支払先である団体の名称である。その「お祝い」の行事とはある家元にかかわるお祝いの会であり、実施機関が主張するように、当該行事名

および団体名に含まれる情報と一般人が通常入手し得る他の情報とを照合することにより、当該家元の氏名を容易に知ることができるものである。

ところで、家元とは芸能・技能文化における一流一派の統宰者を意味し、家元は当該流派の免許状発行権を有している。このことに加えて、一般に、家元の呼称および氏名は通常人が容易に知り得る状態に置かれていることを考慮するならば、家元の呼称は個人の私事に関する情報ではなく、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」（条例5条2号）に相当する情報であると解することができる。したがって、当審査会は、「お祝い」の行事名および支払先の団体名は、他の情報と照合することにより当該家元の氏名を識別することができるものであっても、条例5条1号にいう「個人に関する情報」に該当しないものと判断する。

なお、「祝金支出の相手方」に関する情報を開示することにより、沼津市長と当該家元との交際の事実（祝金の贈呈）およびその内容（祝金の金額）が公になるにしても、当該家元および団体にとって、条例5条2号にいう「正当な利益」を害する具体的な支障が生ずるとは認めがたいことから、当審査会は、「祝金支出の相手方」に関する情報は条例5条2号にいう不開示情報に該当しないものと判断する。

(3) 本件不開示情報の条例7条該当性について

条例7条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる」と規定する。

「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例5条各号の不開示情報に該当する情報であっても、実施機関の高度の行政的な判断により公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味し、公益上の特段の必要性の認定については、実施機関の裁量を認めるものである。したがって、当審査会による裁量的開示の適否の判断は、実施機関の行なった認定過程に裁量の範囲を越える著しい逸脱があったか否かという観点から行なわれるべきものと解釈する。

申立人は、条例1条にいう「市民の知る権利の尊重」、「市の諸活動を市民に説明する責務」および「公正で開かれた市政の実現」が優先されるべき「公益上の必要性」であることを主張するが、その主張は、不開示情報として保護されるべき利益を上回る公益上の特段の必要性を具体的に指摘するものではない。

したがって、当審査会は、条例7条にいう公益上の特段の必要性はなかったものと判断する。

(4) 以上のことから、当審査会は「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

平成13年12月5日	審査諮問書の受理
平成14年1月15日	実施機関からの理由説明書の受理

平成14年 2月18日	異議申立人からの意見書の受理
平成14年 3月 4日	諮問の審査（第1回審査）
平成14年 4月10日	諮問の審査（第2回審査）
平成14年 5月15日	実施機関からの意見聴取および異議申立人による口頭意見陳述 （第3回審査）
平成14年 6月18日	諮問の審査（第4回審査）
平成14年 7月26日	諮問の審査（第5回審査）
平成14年 8月28日	諮問の審査および答申書の確定（第6回審査）

沼津市情報公開審査会

三 橋 良士明（会長）
細 沼 早希子（会長職務代理者）
坂 部 利 夫（委員）
一 杉 忠 利（委員）
柳 谷 淳 子（委員）